

## 【勧告書の要約】

平成19年10月19日青木地区産業廃棄物対策委員会・那須地域環境対策連絡協議会による人権救済申立を受け、栃木県弁護士会が調査した結果、平成20年7月7日栃木県弁護士会が有限会社柳産業に対し、青木地区に計画中の産業廃棄物採集処分場の設置を中止するように勧告した。

以下に勧告書の概要を示す。

勧告書では「環境保全協定を締結する住民の同意が得られる見込みが立たないために、手続き的には柳産業が指導要綱を尊重する限り、建設する途が閉ざされている。」として手続き上の見通しを述べるとともに、「人権救済申立事件としては、むしろ手続き上よりも、実態的に人権侵害がおこる可能性こそ問題である。」と指摘した。

水源地に産業廃棄物処理施設を建設する計画について差止請求訴訟が各地で起きており、人格権に基づき差止請求を認める判例が数多く存在しており。本件を検討するに当たり、本件処分場について、「仮に差止請求が行われれば、それが求められるほどに人権侵害のおそれが認められるかどうか」を判断した。

では、どのような理由で、差止請求が求められるほどの人権侵害のおそれがあるのだろうか？

事例の参考として、判定が確定した水戸市全隈町で差止請求が容認された判例を元に検討された。

- 1 水源地にいったん有害物質が流入されれば、地下水の流れる構造を正確に把握しない限り、汚染は半永久的に継続されてしまう。
- 2 汚染された水を長期間摂取すれば、身体が蝕まれ、生命を侵害される重要な危機に直面していることになるおそれがある。

すなわち、もっとも効果的な方法は有害物質を水源地に搬入しないことである。

一方、法律では水源地およびその周辺への産業廃棄物処理施設を設置することを禁止したり、適切に規制したりしていない。この点に関しては「水源地保全のための汚染の危機を有効に制御する特則の手当てをしていない。」と指摘している。

法律が水源地保護よりも、廃棄物処理を優先するために、明確な政策で特則の手当てをせずに法律を定めたとは解し難く、「現行法制上十分な整備がされていない」と見るほかはない。

法律上、不備があるために、人の生命、身体、健康が侵害されるおそれがあるのであれば、国民は自らの手で、その生命、身体、健康を守る必要があるから、水源地から続く地下水を採取するものは、水源地へ有害物質の搬入の差止めを請求する権利がある。

搬入される有害物質の種類や量をあらかじめ予測することは困難である。地下水を採取するものは、人格権に基づき、差止め請求を行う場合、**施設の設置場所と水源地の距離、現地の地形、地理的条件に照らし、健康が侵害される恐れを事実上推定される**といえる。

このような主張立証がされた場合、二つうちのいずれかを主張できなければ、覆すことはできない。

- i) 有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠
- ii) 有害物質が搬入されても水源地の汚染を確実に防止する客観的根拠

これらの要件を本件について検討する

(1) 当該水源地への有害物質の搬入により、住民の生命、身体、健康が侵害されるおそれがあるかどうかの検討

- ・ 地下水位が標高 373 m～360 mに確認されている。
- ・ 角礫岩の影響で土地全体の勾配にそって標高の低い南方に向かって地下水が流れている。
- ・ 掘削底面から地下水位まで 1 mの余裕しかない計画で、平成 10 年の記録的な大雨で年に 3 mも地下水位が上昇したことから、今後の急激な大雨により、地下水位が一気に上昇する可能性が高く、掘削面よりも地下水位が高くなる場合が十分に予想される。
- ・ 本件処分場予定地の東側約 100 mの位置に那須疎水が流れており、平成 10 年 8 月の水害時のような記録的な大雨が降れば、外部へ浸出し、表流水が那須疎水に流出することが確実に予想される。
- ・ 那須水害時には那須町の処分場が崩壊し、埋め立てられた廃棄物が流出し、その廃棄物から注射針や点滴の管などが発見されるという問題も発生した。
- ・ 処分場予定地の下流にあたる南側には井戸から汲み上げた地下水を生活水として利用している世帯が多数存在している。
- ・ 疎水を水源とした上水道が西那須野地区 18,715 世帯もの住民へ飲料水を供給している。
- ・ 有害物質が搬入された場合、地下水脈が汚染される俄然性が高い。
- ・ 有害物質が搬入された場合、那須疎水が汚染される俄然性が高い。

- ・ 地下水が汚染されれば、住民の飲用水等が汚染される俄然性が高い。
- ・ 那須疎水が汚染されれば、住民の飲用水等が汚染される俄然性が高い。

#### 【結論】

本件処分場が設置された場合、そこに有害物質が搬入されれば、地下水脈、那須疎水が汚染される俄然性が高い。

それらを利用するものは処分場の設置により、その生命、身体、健康が侵害されることは事実上推定される。

以上のことより、人格権に基づく差止めを請求する権利があると認められる。

#### (2) 地下水汚染の危険を有効に制御することができる特段の事情の有無の検討

##### i) 有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠の有無について

###### ①管理票制度の検討

管理票制度は一定の抑止力があるものの、排出する事業者も処理業者も安定5品目として処分できれば、経済性、簡便性の観点からは好都合であり、共通の利益を有する関係から、安定5品目以外の廃棄物が混入されても、他人に知られなければ、これを安定5品目として処分しようとする誘惑にかられることは見やすい道理である。

他人がそれを察知し、摘発することは容易ではない。

したがって、安定5品目以外の搬入を完全に防止するにはもともと限界がある。

###### ②展開検査の検討

目視による展開検査でも完全に安定5品目以外のものの混入を防ぐことはできない。

以上、管理票制度と展開検査の実施によって、安定5品目とそれ以外を厳格に分別することは確保されとはいえない。よって確実に保障する客観的な根拠は見出し難い。

##### ii) 有害物質が搬入されても水源地の汚染を確実に防止する客観的根拠について

- ・ 埋め立て地内の雨水を地下浸透させるということは有害物質が搬入されると地下浸透により、地下水汚染は必然のものとなり、1ヶ月や3ヶ月に1回の浸透水や地下水の水質検査をして汚染を発見したとしても、汚染源たる廃棄物を特定・除去するまでの間、有害物質が外部に流出し続けてしまうことになる。
- ・ 埋め立て後に地下水位が上昇した場合、有害物質が混入していれば、地下水が汚染されるおそれを払拭できない。

- ・ 有害物質に汚染された表流水が那須疎水に流入し水源を汚染することはないとする根拠も見出し難い。

以上、柳産業によって、有害物質が搬入された場合に備え、場内から流出し、水源地を汚染することがないようにするための効果的な方法が立てられているとは云えず、そのような事態の発生を確実に防止する客観的な根拠があるということとはできない。

#### 【結論】

地下水や水道水が汚染される蓋然性を基に周辺住民に差止め請求された場合、周辺住民の生命、身体、健康が侵害されることの事実上の推定を覆すに足る以下の二つの要件が満たされない。

- i) 有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的根拠
- ii) 有害物質が搬入されても水源地の汚染を確実に防止する客観的根拠

したがって、差止め請求が容認されるべきものとなることは明らかである。